

# 令和8年度中山間地域の集落の状況等に関する調査業務委託仕様書

## 1 目的

宮崎県中山間地域振興計画（令和5年6月策定。計画期間令和5年度～8年度）の改定に当たり、本県の中山間地域における集落の現状等を詳細に把握するため、市町村及び集落代表者等に対しアンケート調査を実施する。

また、集落代表者等に対するアンケート調査における買い物状況に関する項目については、調査結果、本県の現状や取り巻く社会情勢、各種データ及び他県の状況を踏まえ、多角的に比較・分析した資料を作成し、宮崎県日常生活サービス維持確保推進協議会（仮称）※における議論の基礎とするとともに、本県に適した具体的な買い物支援施策の提言を行うもの。

※中山間地域の生活インフラ機能確保に向けた仕組みを構築するため、県、市町村、民間事業者等で構成される協議会。具体的なサービス展開に向けた議論を深めるほか、コンビニや郵便局など既存のサービス提供者と連携し、生活インフラ機能確保のための実証を行う。

## 2 委託期間

契約日から令和9年3月10日まで

## 3 委託業務内容

### (1) 市町村向け調査

#### ア 調査対象及び項目

(ア) 調査対象：中山間地域を有する23市町村（約1,900集落）

(イ) 調査項目：別添のとおり（A票・B票・C票）を予定

※一部に中山間地域を含む市町村は、当該地域の状況について回答

#### イ 業務内容

(ア) 調査結果の入力・集計

・A票：県計、8ブロック別計、市町村別計

・B票：凡例・区分別計

・C票：県計、8ブロック別計、市町村別計

※調査票データの市町村への送付・回収については、県において行う。

※上記について、集計表及びグラフを作成すること。

※「自由記載欄」に記載の内容の入力を含むこと。

※データの入力及び集計表・グラフの作成は、エクセルにて行うこと。

### (2) 地域住民向け調査（買い物状況に関する項目以外）

#### ア 調査対象及び項目

(ア) 調査対象：地区公民館長、地区青年団代表者、地域婦人連絡協議会代表者  
約2,000名

※原則、最小単位の支部等を対象とする。

(イ) 調査項目：別添のとおり（地域(集落)の活性化に関するアンケート調査）

#### イ 業務内容

(ア) 調査対象への調査票の送付・配布

県が別に指示する配布先へ調査票を送付・配布する。ただし、市町村や上

部団体から配布に係る協力が得られる場合には、これらを経由した配布とする。

(イ) 調査票の回収

各市町村 60%以上の回収率を目安とする。また、回収状況については定期的に報告すること。

(ウ) 調査結果の入力・集計

県計、8ブロック別計、市町村別計、団体別計

※ 上記について、集計表及びグラフを作成すること。

※ 増減している集落については、市町村名、集落名、増減の理由が分かるよう明示すること。

※ 前回調査との数値の比較を示すこと。

※ 「自由記載欄」に記載の内容の入力を含むこと。

※ データの入力及び集計表・グラフの作成は、エクセルにて行うこと。

(3) 地域住民向け調査（買い物状況に関する項目）

ア 調査対象及び項目

(ア) 調査対象：上記(2)ア(ア)と同じ

(イ) 調査項目：概ね別添のとおり（地域(集落)の活性化に関するアンケート調査問 11～20）。なお、県と協議の上、下記イ(エ)(オ)に必要な項目を追加すること。

イ 業務内容

(ア) 上記(2)イ(ア)と同じ

(イ) 上記(2)イ(イ)と同じ

(ウ) 上記(2)イ(ウ)と同じ（前回調査との数値の比較を除く。）

(エ) 本県の買い物に関する状況について、調査結果、本県の現状や取り巻く社会情勢、各種データ及び他県の状況等を踏まえ、多角的に比較・分析を行い、視覚的に分かりやすくまとめた資料の作成（宮崎県日常生活サービス維持確保推進協議会（仮称）にて活用）

(オ) 本県に適した具体的な買い物支援施策の提言をまとめた資料の作成

## 4 スケジュール

(1) 調査の実施：令和8年5～7月

(2) 入力・集計：令和8年6～8月

(3) 成果品の提出：令和8年9月16日（水）（上記3(3)イ(エ)(オ)以外）

(4) 上記3(3)イ(エ)(オ)の提出：令和8年12月

## 5 成果品等

(1) 成果品：報告書（2部）

上記データを格納したCD-R（2枚）

(2) 期日：上記4のとおり

(3) 納入場所：宮崎県総合政策部中山間・地域政策課（県庁本館3階）

## 6 経費

業務により生じる全ての経費（人件費、交通費、宿泊費等）を委託料に含む。ただし、次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ① 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- ② 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

## 7 その他

- (1) 成果品についての権利は、県に帰属すること。
- (2) 成果品の製作に当たっては、県と十分に連絡をとりながら行うこと。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、別途協議すること。